

# 入札公告

令和6年8月29日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、魚沼地域特別養護老人ホーム組合が準用する規則、南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）第142条の規定により公告する。

魚沼地域特別養護老人ホーム組合  
管理者南魚沼市長 林 茂男

## 記

1. 委託番号：委託第1号
2. 委託名：特別養護老人ホーム八色園空調設備改修工事設計業務委託
3. 施行地：南魚沼市 浦佐 地内
4. 履行期間：契約締結の日から 令和7年1月31日まで
5. 予定価格：事後公表
6. 入札参加申込書
  - (1) 提出期間：令和6年8月29日（木）午前9時 から 令和6年9月4日（水）午後4時 まで 入札参加申込書を作成し、特別養護老人ホーム八色園 総務課総務係に提出する。
  - (2) 添付書類：なし
  - (3) 提出部数：1部
  - (4) 確認結果：令和6年9月6日（金）午後4時までに不適合者のみ連絡する。
7. 設計図書及び入札に関する様式：特別養護老人ホーム八色園ホームページに掲載。  
(<http://www.yairoen.jp/>)
8. 参加資格要件：以下の要件を全て満たす者。ただし、管理者が不相当と認めた者は除く。
  - ・南魚沼市建設工事入札参加資格審査規定に基づく入札参加資格者名簿に登載されている者で、建設コンサルタント等業務に登録がある者
  - ・魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する市町（南魚沼市、魚沼市、湯沢町）に主たる営業所を有す

る者

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者

・入札参加申込書の提出日から開札日までの期間に南魚沼市及び新潟県の指名停止を受けていないこと  
・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）

・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）

#### 9. 質問及び回答

(1) 質問方法：質疑がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和 6 年 9 月 4 日（水）午後 4 時までに総務課総務係に提出（メール：yairoen@yairoen.jp）する。

(2) 回答方法：令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 4 時までに参加資格を有するすべての入札参加申込者に回答書をメールで送信する。

10. 内訳書：必 要 （入札書の提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。）

#### 11. 入札及び開札の日時、場所、入札方法

(1) 入札日時：令和 6 年 9 月 12 日（木） 午前 10 時 00 分

(2) 入札場所：特別養護老人ホーム八色園 1 階 会議室

(3) 入札方法：紙入札

※1：入札書には、住所・商号・代表者名を記載し押印すること。代理人入札の場合は、併せてその下部に代理人の氏名を記載し押印することとするが、この場合には代表者の押印は不要とする

※2：代表者が入札するときは本人の名刺を、代理人が入札するときは委任状を入札書に添付すること。

12. 入札保証金：免 除

13. 契約保証金：免 除

14. 最低制限価格：有（最低制限価格未満の入札者は、再入札できない。）

15. 前払金：しない 部分払：しない

16. 無効入札：入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

17. 入札回数：2回を限度とする。（入札1回、再入札1回）

18. 入札の中止：入札を中止又は延期する場合は、入札参加者に通知する。

19. 入札の辞退：辞退届を特別養護老人ホーム八色園 総務課総務係に持参する。郵送の場合は書留郵便等によること。

#### 20. その他留意事項

(1) 入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同委託契約約款及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合の指示による。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。